

第2回太良町議会（臨時会第1回）

平成29年4月28日

議 案

平成29年第2回太良町議会（臨時会第1回）

会期（案）

会 期 平成29年 4月28日 1日限り

平成29年第2回太良町議会（臨時会第1回）

議事日程

4月28日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	議案一括上程 町長提案 議案第28号～議案第31号 町長の提案理由の説明
日程第 4	議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 5	議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 6	議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて
日程第 7	議案第31号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約の締結について

提 出 議 案 目 録

議案第28号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第29号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第30号 専決処分事項の承認を求めることについて

議案第31号 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約の締結について

上記のとおり

平成29年4月28日

太良町長 岩 島 正 昭

議案第28号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成29年4月28日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

太良町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第7号

太良町税条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成29年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

太良町税条例の一部を改正する条例

太良町税条例（昭和30年太良町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書を

いう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第34条の9第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第50条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)」に、「(当該修正申告書)を(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を

「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第61条第8項中「、又は法第349条の4」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「課税標準は」を「課税標準は、」に、「又は法第349条の4」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「各区分所有者員」の次に「の家屋」を加える。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(非難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条を次のように改める。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第10条の2第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、

同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合
には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第16条第3項中「次項」を「以下この条(第5項を除く。)」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条

の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

附則第17条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34

条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第20条の2第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（」に、「ものに限り、その時まで提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第20条の3第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの

及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6条の規定 公布の日

(2) 附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日

(3) 附則第5条の規定 平成31年10月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条第8項及び附則第10条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第26号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349

条の3の3第1項に規定する震災等（第4項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを町税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第3者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第3者（当該第3者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第3者が当該申出をしたときは、当該第3者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（町税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第3者は、当該申出を撤回することができない。

(太良町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 太良町税条例の一部を改正する条例(平成26年太良町条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「太良町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第82条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円
a	10,800円	7,200円
第82条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円
b	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	太良町税条例の一部を改正する条例(平成26年太良町条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替え

		て適用される第 8 2 条第 2 号ア (ウ) b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

第 6 条 太良町税条例の一部を改正する条例 (平成 2 9 年太良町条例第 5 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(太良町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 太良町税条例の一部を改正する条例 (平成 2 6 年太良町条例第 1 5 号) の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の表新条例附則第 1 6 条第 1 項の表第 8 2 条第 2 号アの項の左欄及び中欄中「第 8 2 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「から第 4 条まで」を「及び第 4 条」に改める。

議案第29号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成29年4月28日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

太良町条例第8号

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成29年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

太良町国民健康保険税条例（昭和34年太良町条例第95号）の一部を次の
ように改正する。

第25条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000
円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の太良町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年
度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険
税については、なお従前の例による。

議案第30号

専決処分事項の承認を求めることについて

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成29年4月28日提出

太良町長 岩 島 正 昭

専 決 処 分 書

平成28年度太良町一般会計補正予算（第6号）を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

太良町長 岩 島 正 昭

別紙

平成28年度太良町一般会計補正予算（第6号）

平成28年度太良町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、
「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	5 保健体育費	給食配送車輛購入費	6,350
合 計			6,350

議案第 31 号

太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約の締結について

太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業契約を下記により締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年太良町条例第 15 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 4 月 28 日提出

太良町長 岩 島 正 昭

記

- | | |
|----------|--|
| 1 事業名 | 太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業 |
| 2 事業の場所 | 藤津郡太良町大字多良 1717 番地 1 他 |
| 3 契約金額 | 金 1,008,957,428 円 |
| 4 契約の方法 | 随意契約（公募型プロポーザル方式による） |
| 5 契約の相手方 | 住所 藤津郡太良町大字多良 1560 番地 1
氏名 太良町駅前定住促進株式会社
代表取締役 中 島 雅 人 |

（提案理由）

太良町定住促進住宅（畑田地区）整備事業について、契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、この案を提出する。

太良町税条例新旧対照表

現 行	改正後（案）
（所得割の課税標準） 第33条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>これらの申告書</u>にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。 _____ _____ _____ _____	（所得割の課税標準） 第33条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>特定配当等申告書（ _____町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ _____。）</u>に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（<u>特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）</u>は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。<u>ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定</u>

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書_____にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。_____

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の申告書

_____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を

申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(_____町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ

_____)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を

課された場合又は同条第6項の申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(法人の町民税割の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合においては法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税額を納付する場合にお

課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告

書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款 _____ の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2・3 (略)

(法人の町民税割の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により _____ 提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により _____ 納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には _____ 法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税額を納付する場合には

いては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする_____。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については_____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町

_____, 当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により 納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町

民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において

民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において

同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の町民税額の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする_____。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない

同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 法人の町民税額の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には____、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない

い。

3 (略)

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出 _____ があったとき(当該修正申告書に係る町民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については _____、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る _____ 町民税又は令第48条の15の5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の

い。

3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る町民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があった _____ ときに限る。)は、当該増額更正 _____ により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正 _____ の

通知をした日まで

の期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2～7 (略)

8 法第349条の3、又は法第349条の4の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は 前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は法第349条の4に定める額とする。

9・10 (略)

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項

通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2～7 (略)

8 法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までの規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3又は第349条の3の4から第349条の5までに定める額とする。

9・10 (略)

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5

____の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者____に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のあん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号

項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合

(4) (略)

2 (略)

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第352条の2第1項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号

及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年__を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度__

____)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定によりあん分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第

及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第74条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第74条の2において「避難の指示等」という。))が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域(第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。))が定められた場合(非難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。))には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。))の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 法第352条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第

349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん
分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の
規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地
納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災
共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特
定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応
する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適
用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及
び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により
読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。))の
規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避
難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災
年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解
除日の属する年の1月1日以後3年_____を経過する日を賦課期日と
する年度までの各年度_____

_____)の初日の属す
る年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる
事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならな

349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分
__の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の
規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地
納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災
共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特
定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応
する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適
用する。

4 (略)

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及
び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。))の規定により
読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。))の
規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避
難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災
年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解
除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日と
する年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場
合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を
経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。))の初日の属す
る年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる
事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならな

い。

(1)～(6) (略)

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分

_____)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

- 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

い。

(1)～(6) (略)

- 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

- 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若しくは 第349条の5又は法附則第15条、第15条の2若しくは第15条の3」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の2 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2・3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適

用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添附して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添附した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適

用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第3項に規定する書類を添附して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添附した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適

用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添附して町長に提出しなければならない。

(1) ～(6) (略)

- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添附して町長に提出しなければならない。

(1) ～(3) (略)

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内

用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添附して町長に提出しなければならない。

(1) ～(6) (略)

- 7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添附して町長に提出しなければならない。

(1) ～(3) (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内

に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) ～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

(6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これ

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

らの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項
_____において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び以下この条(第5項を除く。)において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

4 (略)

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平

第16条の2 削除

成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車
が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例)

第16条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書 _____ を提出した場合 _____ に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、町民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の町民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、町民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項 及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得

の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、同項の 規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ 当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項 の規定に該当することとなる 場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特

の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項 に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項 において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項 の規定に該当することとなるときは 、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特

例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。_____
- _____
- _____
- _____

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

例)

第20条の2 (略)

2・3 (略)

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(_____町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ_____。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2・3 (略)

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書 _____ にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。 _____
- _____
- _____
- _____

5 (略)

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当

第20条の3 (略)

2・3 (略)

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(_____ 町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ _____。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当

等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書 _____ にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める時を含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された時、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書 _____

_____にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める時を含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された時、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

附則第5条による改正 (太良町税条例の一部を改正する条例(平成26年太良町条例第15号))

現行	改正後(案)
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】	附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る太良町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記 参照】

【別記】

現行

新条例第82条第2号7	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第82条	町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」

		という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第82条第2号7の項	第82条第2号7	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

改正後（案）

第82条第2号7(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号7(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号7(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	太良町税条例の一部を改正する条例（平成26年太良町条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条

<u>附則第16条第1項の表第2号7(イ)の項</u>	<u>第2号7(イ)</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(イ)</u>
	<u>3,900円</u>	<u>3,100円</u>
<u>附則第16条第1項の表第2号7(ウ) a の項</u>	<u>第2号7(ウ) a</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(ウ) a</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>附則第16条第1項の表第2号7(ウ) b の項</u>	<u>第2号7(ウ) b</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(ウ) b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

附則第6条による改正 (太良町税条例の一部を改正する条例(平成29年太良町条例第5号))

現行	改正後 (案)
<u>第3条 太良町税条例の一部を改正する条例(平成26年太良町条例第15号)の一部を次のように改正する。</u> <u>附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第82条及び新条例」を「太良町税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。</u> 【別記 参照】	<u>第3条 太良町税条例の一部を改正する条例(平成26年太良町条例第15号)の一部を次のように改正する。</u> <u>附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82条第2号7の項の左欄及び中欄中「第82条第2号7」を「第2号7」に改める。</u>

【別記】

現行

第82条第2号7(イ)	3,900円	3,100円
第82条第2号7(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号7(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	太良町税条例の一部を改正する条例(平成26年太良町条例第15号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み

		替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号7(イ)の項	第2号7(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(イ)
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号7(ウ) a の項	第2号7(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号7(ウ) b の項	第2号7(ウ) b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号7(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

附 則 (施行期日) 第1条 略 (1) 略 (2) 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日	附 則 (施行期日) 第1条 略 (1) 略 (2) 第2条及び第4条 の規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日
---	--

太良町国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改正後（案）
（国民健康保険税の減額） 第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>265,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,600円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,400円	（国民健康保険税の減額） 第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が540,000円を超える場合には、540,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が160,000円を超える場合には、160,000円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>270,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,600円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,400円

(2) 特定世帯 7,200円

(3) 特定継続世帯 10,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(2) 特定世帯 2,100円

(3) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき480,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円

(2) 特定世帯 7,200円

(3) 特定継続世帯 10,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(2) 特定世帯 2,100円

(3) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,040円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,760円

(2) 特定世帯 2,880円

(3) 特定継続世帯 4,320円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,680円

(2) 特定世帯 840円

(3) 特定継続世帯 1,260円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,760円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,760円

(2) 特定世帯 2,880円

(3) 特定継続世帯 4,320円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 1,200円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,680円

(2) 特定世帯 840円

(3) 特定継続世帯 1,260円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,760円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円